



地域を守る

4月9日、トレーニングセンターグラウンドで山形村消防団春季総合訓練が行なわれました。消防団員は自身の職業のかたわら、こうした地道な訓練を繰り返し、村民の生命と財産を守る活動をしています。有事に備えた訓練は重要ですが、出動の機会がない穏やかな一年を過ごせるよう祈ります。



- 障害者差別解消法が施行されます……2
- 軽自動車税の減免について……3
- 役場職務分担……4
- 新しい顔ぶれで28年度スタート……5

村のうごき (4月1日現在総人口)

人口=8,746人(前月比-30)/男=4,346人(前月比-9)/女=4,400人(前月比-21)/世帯数=2,924世帯(前月比+4)

障害者差別解消法が施行されます

■お問い合わせ 保健福祉課 ☎97-2100

平成28年4月に障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行されます。この法律は、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。



対象となる障害者とは

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）のある人であって、障害や社会的バリアにより継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。

対象となる障害のある人は、障害者手帳の所持者に限りません。

「社会的バリア」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

法律の内容とは

国、都道府県、市町村等の行政機関や民間事業者が、事業を行うにあたり、障害のある人に対し、正当な理由なく、障害を理由とした不当な差別的取扱いをすることを禁止しています。また、障害のある人から求められた社会的バリア除去の実施について、負担が重すぎない範囲で必要な合理的配慮を提供することを行政機関に義務づけし、事業者には努力義務としています。

不当な差別的取扱いとは

障害があるということだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否・制限したり、障害のない人に対しては付けない条件を付けたりするような行為のことでです。

- （例1）障害を理由に窓口対応を拒否する。
- （例2）イベント会場で、電動車いすを使用していることを理由に入場を拒否する。
- （例3）障害者を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。

合理的配慮とは

障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担が重すぎない範囲で、社会的バリアを取り除くよう必要な合理的配慮を行なうことです。

- （例1）段差がある場合に、車いす使用者を補助する。
- （例2）順番を待つことが苦手な障害者に対しては、周囲の理解を得た上で、順番を変更する。
- （例3）筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いる。

村長室

今年には昨年以上に桜前線の北上が早く、4月中旬には村内の桜は満開を迎え、野山の木々が新緑に映える季節となります。自然災害の無い平穏な年でありたいことを願っています。

先日竹野敬二世話人会長のお招きで、恒例の中京地区村人会の「春の集い」に平沢村議会議長と一緒に出席してきました。首都圏村人会の石山盛也会長も参加され、会は大変盛り上がり、楽しい交流会となりました。これからもふるさと山形村を力強く応援していただきたいと願っています。

4月1日、7名の新人職員を迎え、平成28年度が新しい体制の下でスタートしました。昨年引き続き今年度も『健康寿命延伸の村づくり』は継続します。今年度は、防災行政無線の導入、戸籍や住民票、印鑑証明書のコンビニ交付システムの導入を予定しています。その他に、地域公共交通の利便性の向上のための路線バス運賃の助成を行ない、子ども医療費無料化の対象年齢を18歳まで拡大します。農業振興では長芋網室の更新や農業農村整備事業の県要望の継続、灌漑施設の更新に向けて多面的支払交付金制度の導入にも取り組んでいきたいと思えます。林業関係では鳥獣被害対策としての檻や防止柵の設置、松くい虫対策の対応も検討していきます。

区長はじめ区の三役会、また連絡長会議では、昨年度の実績と今年度の各課の事業を説明し、協働の村づくりへの協力をお願いしました。各区や連絡班の要望は地域づくり要望として挙げていただきたいと思います。今年度も地域づくりの助成金を活用し、明るく元気な村づくりにご理解、ご協力をお願いいたします。

軽自動車税の減免について

心身等に障害を有する方で、一定の要件を満たす方は申請により軽自動車税を減免しています。

- 対象者**
- ・身体障害者手帳をお持ちの方
 - ・戦傷病者手帳をお持ちの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ・療育手帳をお持ちの方



※ただし、それぞれの手帳の等級によっては、対象にならない場合がありますので詳細はお問い合わせください。

申請受付期間 納税通知書がお手元に届いてから5月25日(水)まで(5月26日以降の申請は受付できません)

必要なもの 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
印鑑・納税通知書・運転免許証

なお、減免の対象は普通自動車、二輪車を含めすべての車両を通じて1人1台となります。ほかの車両で減免を受けていると、軽自動車税の減免はできませんのでご注意ください。

■お問い合わせ 税務課 ☎98-5663

山形村国民健康保険から医療費情報をお知らせします

●国保から医療機関等へ支払った金額(2月診療分)

59,627,164円 (前年同月額: 60,717,804円)

※この金額は療養給付費・療養費・高額療養費・精神給付の合計です。

〜
こ
ん
な
と
き
は
必
ず
届
け
出
を
〜

こんなとき		マイナンバー 通知カード ※各手続きにおいて個人番号の記載が必要になります。	届け出に必要なもの	
加入国保に	職場の健康保険をやめたとき			健康保険の喪失証明書(退職証明書)・印鑑
喪失を	職場の健康保険の扶養資格がなくなったとき	扶養資格喪失証明書・印鑑		
その他	職場の健康保険に加入したとき	保険証(新・旧両方必要です)・印鑑		
	職場の健康保険の扶養になったとき	在学証明書・印鑑		
その他	就学のため村から転出する場合(山形村国保の保険証が転出先でも使用できるようになります)・保険証が破れた・汚れた・なくなったとき		使えなくなった保険証・印鑑	

■お問い合わせ 住民課 ☎98-3112

国民年金からの
お知らせです

保険料の免除制度があります



所得が少ないときや失業により保険料を納めることができない場合には、本人の申請により保険料の納付が免除される制度があります。

①免除申請(全額免除・一部免除)

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額または一部免除となります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、**本人、配偶者**の前年所得が一定額以下の場合に納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で**本人**の前年所得が一定額以下の場合に納付が猶予されます。

☆過去2年まで遡って免除申請ができます。

一定の将来期間のほか、過去2年(申請月の2年1か月前の月分)まで遡って免除を申請できます。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、速やかに申請してください。

☆「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	若年者納付猶予 (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の 受給資格期間に…	含まれる	含まれる	含まれる (注2)	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に…	含まれる	含まれる (注1)	含まれる (注1・2)	含まれない	含まれない

(注1) 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります。(平成21年4月以降免除期間)

○全額免除の場合 2分の1 ○半額免除の場合 8分の6

○4分の3免除の場合 8分の5 ○4分の1免除の場合 8分の7

(注2) 一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

◆お問い合わせ 役場住民課 ☎98-3112
松本年金事務所 ☎32-5821

平成28年度

役場職務分担

役場庁舎

村長 百瀬 久
副村長 中村俊春

【会計課】
会計管理者 小林好子
上條松美

【総務課】
課長 住吉 誠
課長補佐 村田鋭太
(兼企画振興係長 兼情報係長)

課長補佐 中川俊彦

【総務係】
課長 中原雄大 田中恵美

【管財係】
係長 堀 智充
中村賢三郎

【財政係】
係長 宮越卓也
児玉佳子

【企画振興係】
大久保直美

【情報係】
中村忠敬

【松本広域連合へ派遣】
竹内 裕



中村賢三郎 (管財係)



田中 恵美 (総務係)

【税務課】
課長 篠原雅彦

【課税係】
係長 (兼徴税係長) 住吉 治
島田真一 塩原宇人
上條美季 藤澤はる香



上條 美季 (課税係)

【住民課】
課長 塩原美智代

【戸籍係】
係長 (兼住民係長 兼環境係長) 宮越麻由
草間浩哲 大竹伸弘
小林瑞季 古畑 将
今井祥太

【住民係】
古畑 将

【環境係】
今井祥太

【産業振興課】
課長 赤羽孝之
課長補佐 藤澤洋史
(兼農業振興係長 兼商工労政係長)

【農業振興係】
商工労政係 丸山晃弘 上條博之
林務係 耕地係 中村貞寿

【観光係】
係長 中村貞寿 亀野秀洋 両角政寛

【建設水道課】
課長 簀町通憲
課長補佐 (兼建設建築係長) 古畑佐登志

【建設建築係】
波多野健 小原拓也

【上下水道係】
係長 山中典吉 宮本真彦 平沢貴司

【議会事務局・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局】
事務局長 百瀬 清 書記 神通川直美

いちいの里

【保健福祉課】
課長 堤 岳志
課長補佐 (兼介護保険係長 兼地域包括支援センター係長) 藤澤ゆきみ

【福祉係】
係長 中村 光

【介護保険係】
齊藤周治

【地域包括支援センター】
三上知子 (保健師) 南澤保徳 (社会福祉士)

【保健対策係】
係長 五十嵐佳寿美 (保健師) 仁科茉莉佳 (保健師) 粟津原愉佑子 (栄養士) 前田琢也 瀬川美聡 (保健師) 澤地幸子 (非常勤)

【子育て支援課】
課長 百瀬尚代



瀬川 美聡 (保健対策係)



前田 琢也 (保健対策係)



粟津原愉佑子 (保健対策係)

子育て支援センター！ ふれあい児童館・保育園

【子育て支援課】
課長 百瀬尚代

課長補佐 (兼ふれあい児童館係長) 簀町多恵子

【子育て支援係】
高山恵美 (保育士) 桐原香織 (保健師) 塩原琴子 塩原恵美子 (非常勤) 清水明代 (非常勤) 齋藤貴弥子 (非常勤)

【ふれあい児童館係】
園長 (課付課長) 宮澤寛徳 主任保育士 齋藤町子 上條愛実

【保育園】
・未満児 杉山千佳 (非常勤) 小野ひとみ 春日智佳 三浦由貴子 (臨時) 高林由紀 (臨時) 田中省吾 中野亜結子 唐沢祥代 (臨時) 上條美香 (臨時) 堤 良子 藤本幸代 (臨時) 平出絵理 (非常勤) 廣島くみ子 (臨時)

・3歳児 たんぼぼ組 村田明美 広瀬義江 (臨時) 小林千紜 深沢和子 (臨時)

・4歳児 ひまわり組 木下 恵 (非常勤) 赤地由佳利 (臨時) 倉科恵子 (非常勤) 清澤育子 (臨時)

・5歳児 くらげ組 川上美知代 小林幸子 (臨時) 座間亮輔 青木寿代 (臨時) 中塚亜希子 (非常勤) 井内 睦 (臨時) 中原美幸 吉田百合子 (非常勤) 簀町聖子 (臨時) 中村みゆき (臨時)

・あさがお組 藤巻広恵 (非常勤) 熊木千里 (臨時)

・すみれ組 座間亮輔 青木寿代 (臨時) 中塚亜希子 (非常勤) 井内 睦 (臨時) 中原美幸 吉田百合子 (非常勤) 簀町聖子 (臨時) 中村みゆき (臨時)

・りんどう組 中塚亜希子 (非常勤) 井内 睦 (臨時) 中原美幸 吉田百合子 (非常勤) 簀町聖子 (臨時) 中村みゆき (臨時)

・管理栄養士 齋藤貴弥子 (非常勤)

・給食 齋藤貴弥子 (非常勤)

・保育士 齋藤町子 上條愛実

・主任保育士 齋藤町子 上條愛実

・園長 (課付課長) 宮澤寛徳

・清水明代 (非常勤)

・齋藤貴弥子 (非常勤)

・塩原恵美子 (非常勤)

・塩原琴子

・桐原香織 (保健師)

・高山恵美 (保育士)

・簀町多恵子

トレーニングセンター



春日 智佳 (もも②組)

【教育委員会】
教育長 根橋範男
教育次長 上條憲治
係長 和田和哉 田中美穂

【社会教育係】
係長 上條哲也 太田浩輔

【学校教育係】
係長 佐々木洋幹 (学校事務) 大谷駿太郎

【社会教育指導員】
中村千春 (非常勤) 平林昌廣 (臨時) 峯村忠平 (臨時)

【教育相談員】
百瀬恵津子 (非常勤) 石川弘美 (臨時)

【図書館職員】
司書 百瀬恵津子 (非常勤) 石川弘美 (臨時)



根橋 範男 (教育長)

新しい顔ぶれで28年度スタート！

<敬称略>

<敬称略>

消防幹部

副団長

団長



堤 博彦
(豆沢北)



小野 廣志
(下本郷)



上大池分団長
本庄 富雄
(中耕地東)



中大池分団長
上條 泰清
(野際)



小坂分団長
柴 晴則
(東殿)



下大池分団長
柳澤 光彦
(中央通)



上竹田分団長
宮 善文
(宮村)



下竹田分団長
鈴木 茂
(北中)

区長

上大池区長



中村 弘
(堤北)
☎98-2434

中大池区長



上條 光明
(中大池中村)
☎98-2667

小坂区長



永田 晃
(堂村下)
☎98-3633

下大池区長



山口 文雄
(下大池下村)
☎98-2181

上竹田区長



百瀬 昇一
(宮村)
☎98-2586

下竹田区長



小山 健二
(神明)
☎98-3341

三役名簿

	区長代理	会計
上大池	瀬川 久幸 (青木沢南)	山口 修 (淀の内)
中大池	青柳 寛 (上手東)	林 宗忠 (下村東)
小坂	三枝貢一郎 (清水)	岩佐 潤 (堂村下)
下大池	倉科 喜和 (橋爪西)	簾町しのぶ (下大池下村)
上竹田	小口 正 (上竹田中村)	田中洋次郎 (四ツ谷西)
下竹田	百瀬 純雄 (南堀)	百瀬 文栄 (南中)



松本交通安全協会山形支部長
桐原 信
(中央通)



山形小学校長
中澤 美三

はじめまして

耐震診断を実施します

東日本大震災以降、全国各地で地震が頻発しておりますが、今年度も県と村が協力して無料で住宅の耐震診断を行ないます。

無料診断の対象は、建築基準が見直される前、昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての在来木造住宅です（注：非木造やツーバイフォー工法の住宅は対象になりません。また、以後に増築された方はご相談ください）。



耐震診断を希望される方は、5月31日(火)までに建設水道課（☎98-5667）へお申し込みください。

診断から補助までの流れ

耐震診断希望の受付 …… 5月31日(火)まで



精密耐震診断 …… 専門家による診断(無料)。工学的診断により、補強の方法や概算費用を提案。住宅内部や床下、天井裏の調査も行ないますので、調査時に立会いをお願いしています。



耐震補強工事に補助 …… 診断の結果「危険・やや危険」と診断された住宅で、一定の要件を満たす補強（改修）工事に、村と県が補助します。

ふれあい児童館が改修されました

平成27年度事業で改修工事が行なわれたふれあい児童館の新しい学習室の利用が4月から始まりました。およそ100名の登録児童が安心・安全で、より快適に過ごせるよう配慮されました。

子ども達の元気な声が毎日響いています。



風呂場を改修し
ロッカーが備わった学習室へ



花柄の壁紙が明るい図書コーナー

不妊・不育症治療費補助金 変更のお知らせ

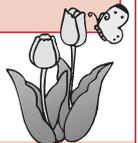
平成28年4月より不妊・不育症治療費補助金の金額等が変更になりました。

変わったこと

- ・補助上限額が20万円に拡大されました。（治療費の1/2）
- ・申請書と証明書の様式を変更しました。
- ・長野県の実施する助成金を受けた場合、受領した金額は治療費から差し引いて計算します。

詳しくは保健福祉課までお問い合わせください。

☎97-2100



臨時福祉給付金(高齢者向け)の お知らせ

貸金引上げ効果が及びにくい高齢者の方を支援します。

○申請期限

平成28年8月1日(月)まで

○対象者

平成27年度臨時福祉給付金支給対象者で、平成28年度中に65歳以上になる方

○支給額

一人3万円（一回限り）

○申請方法

4月中旬以降に支給対象と思われる方に、順次案内と申請書を送付します。

○お問い合わせ

保健福祉課
☎97-2100



榻子板

求職説明会(チャレンジ面接会)

正社員での就職を希望されている方と、正社員求人申し込みしている事業所の方が、直接面談できます。多業種・他職種の話の聞くことができます。

日時 5月12日(木)・26日(木)

午後1時30分～3時30分
(受付終了午後3時)

会場 ハローワーク松本 2階会議室

お問い合わせ
ハローワーク松本事務所サービス部

☎27-0111 (部門コード31#)

『アフリカへ毛布を

おくる運動』について

約30年以上にわたり、皆さまからお預かりした毛布400万枚以上をアフリカへ届けてきました。今年もご協力をお願いします。

●毛布収集期間

5月31日(火)まで

●収集する毛布

シングルサイズ(140cm×200cm)以上
(210cm)以上

※破れ、穴あき、汚れがあるものや綿毛布はご遠慮ください。

※毛布以外の物(古着、ふとん等)はご遠慮ください。

※使用した毛布は、クリーニングか洗濯をお願いします。

●海外輸送協力金

毛布1枚当たり千円
この海外輸送協力金にもご協力を

願います。なお、海外輸送協力金のみのご協力も受け付けています。

●構成団体

特定非営利活動法人

A M D A 社会開発機構

特定非営利活動法人

JHP・学校をつくる会

特定非営利活動法人

日本国際ボランティアセンター

立正佼成会

●お問い合わせ

「アフリカへ毛布をおくる運動」実行委員会 事務局 上條仁志

☎99-13880

※ご連絡をいただければ引き取りにうかがいます。

第67回全国植樹祭

松本地区県民植樹祭の参加者募集!

●開催日時 6月5日(日)

午前9時～午後1時30分
(雨天決行)

●会場 松本市アルプス公園

●内容 開会式、植樹作業、全国植樹祭記念式典放映視聴など

●持ち物 植樹作業のできる服装(長袖シャツなど)、雨具、昼食、飲み物

●その他 昼食時、参加者に豚汁を用意します(数限定)。

※車で参加する方は、臨時駐車場に駐車してください。アルプス公園までシャトルバスで送迎します。

●募集期限 5月20日(金)まで

●申し込み・お問い合わせ 松本地方事務所 林務課

☎40-11927

林道整備工事を実施しません

雨水被害により通行止めとなっており、林道3路線(横吹1号線、堂ヶ入線、大池線)の林道整備を実施しません。

工事は、5月初旬から6月中旬の予定です。林道及び河川に支障のあ

◇お問い合わせ 産業振興課 ☎98-5664

る倒木を、村で処理致します。

また、損傷した路肩等改良工事も含めて実施しますので、山林所有者など山に入る方は、事前に産業振興課へ連絡するようご理解とご協力をお願いします。

防災だより

204 松本広域消防局 山形消防署

火災予防の

注意点



●松本広域管内火災発生状況

平成27年1年間の

火災発生件数 141件

このうち山形村内の 火災発生件数 2件

※山形村内での火災発生件数は、昨年に比べ3件減少しました。

●平成27年松本広域管内での火災発生原因

1位 たき火 21件

2位 放火(疑い含む) 16件

3位 こんろ 10件

●消火器の正しい使い方

恐ろしい火災でも小さい火のうちは消火器で十分消火できます。ここで今一度、消火器の正しい使い方を確認しましょう!

- ① 安全ピンを抜く
- ② ホースを火元に向ける
- ③ レバーを強く握り放射させる

★ワンポイントアドバイス★

・消火器は炎ではなく火元をねらって放射しましょう!
・油鍋などに放射する際は鍋などがひっくり返らないように注意しましょう!
・消火器で消火できる目安は、炎が天井に移るまでです。天井まで炎が移ったら早期に避難しましょう!

●住宅用火災警報器交換のお願い

住宅用火災警報器は、火災を発見し、火災が発生したことを知らせる警報機器です。住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから約10年が立ちました。そろそろ電池交換が必要なお家庭もあると思われると思います。ご家庭で日々の点検を行なっていただき、作動確認をしましょう!!

●設置場所

・全ての寝室
・寝室のある階段の上端など
★台所にも万が一を考慮して熱式の警報器の設置をお勧めします。

松本広域消防局 山形消防署

☎98-4455

YCS 5月 の番組ガイド

放送時間 月～土 6時35分、9時、10時、11時……23時まで毎時間 / 日 9時 12時 15時 18時 21時

日	月	火	水	木	金	土
5/1 まるごと 一週間	2 入園式特集 山形保育園 やまのこ保育園	3 入学式特集 山形小学校 鉢盛中学校	4 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	5 週刊・ニュース アーカイブ	6 ウィークエンド 情報局	7 ウィークエンド 情報局 (再)
8 まるごと 一週間	9 朝日・山形 史跡めぐり	10 怖いけど知り たい体の話	11 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	12 週刊・ニュース アーカイブ	13 ウィークエンド 情報局	14 ウィークエンド 情報局 (再)
15 まるごと 一週間	16 極限の クルマ技術	17 大井川鐵道 2015 きかんしゃトーマス	18 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	19 週刊・ニュース アーカイブ	20 ウィークエンド 情報局	21 ウィークエンド 情報局 (再)
22 まるごと 一週間	23 技の彩	24 国税の窓	25 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	26 週刊・ニュース アーカイブ	27 ウィークエンド 情報局	28 ウィークエンド 情報局 (再)
29 まるごと 一週間	30 JA グリーンタイム	31 ～絆～ 清水寺が繋ぐ	1	2	3	4

※都合により番組内容・放送日程が変更になる場合があります。

	2日	入園式特集
	3日	入学式特集
	17日	大井川鐵道2015きかんしゃトーマス

5月の村税等納期限…5月25日(水)

固定資産税第1期、軽自動車税

口座振替の方は、預金残高を確認して振替ができるように、また現金納付の方は、納め忘れのないようにしてください。

※税金、料金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

5月の夜間窓口開設日

16日(月)・31日(火)

業務内容：戸籍・住民票の謄本及び抄本、
印鑑登録、印鑑証明書の発行、税金・料金の納付、所得証明書等の発行、公函閲覧、125cc以下のバイクの登録・廃車

業務時間：午後8時まで

出入口は、正面玄関です。

平成28年度 明るい選挙啓発ポスター作品募集 (児童・生徒・一般の部)

○応募規定

明るい選挙をテーマにしたポスター

○応募資格

小・中学校、高校の児童・生徒、特別支援学校の児童・生徒及び一般の方

○募集期間

5月9日(月)～8月29日(月)

○画材 描画材料は自由

○大きさ基準

画用紙四ツ切 (542mm×382mm)、ハツ切 (382mm×271mm) 又はそれに準ずる大きさ



入賞者は、新聞紙面、県選管HP等で市町村名、学校名、氏名等を公表します。これに同意される方は応募してください。

入賞作品の著作権は主催者に属し、選挙啓発用カレンダー、パンフレット等に利用させていただきます。

その他詳細についてはお問い合わせください。

山形村選挙管理委員会 ☎98-3111

すべての人が輝くために

男女共同参画社会を実現しましょう！

男女が職場や家庭また地域でお互いを思いやりながら協力することで心豊かな社会(暮らし)が実現します。

男女共同参画社会とは、性別によって制約されることなくのびやかに暮らせる社会のことです。

山形村では平成25年度に第3次男女共同参画計画を策定しました。

詳しくは、[山形村ホームページ](#)をご覧ください。

◇お問い合わせ 住民課 ☎98-3112